

あなたの声を社会へ 世界へ 組合はあなたがつくります 都教組八王子支部

都教組八王子支部ニュース No.8 2025/9/24

八王子支部ニュース

Tel : 042(623)1141(留守電あり) Fax : 042(627)8741

E-mail : sensei@tokyoso-hachioji.com & hachioji-tu@nifty.com



LINE



HP



E-mail

シリーズ3回 給特法について

3. 教師の「勤務」「労働」実態通りに認識を！

教職員に時間外勤務を命じることができる「超勤4項目」があります。

(現行はH15年政令484号)

教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- ・イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ・ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ・ハ 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務
- ・ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務(文部科学省HP「教職員の勤務について」)

修学旅行などは、命令による時間外勤務を含んでいます。だから「調整」をとることが認められています。(これについても、実態はどうか、見直す必要がありますね)

ところが、給特法は、この4項目以外は、勤務時間を超えて働いていても、命令によらないのだから、「勤務時間」ではない、ということが前提になっています。法律上の労働ではないから、残業手当は出さない、というのです。

テストづくりや採点、生徒の問題行動の指導や保護者との対応、様々なうち合わせ、部活動、その他無数の教育活動が、命令によるのではないので、「勤務」ではなく「在校等時間」「時間外在校等時間」という考え方。これらは「時間管理の対象」とはするが、法律でいう労働時間として扱わない、というのです。阿部文部科学大臣は、何回聞かれても、裁判の判例を挙げて反論されても、この答弁を繰り返すばかりでした。

これは、「休憩時間が取れないのは、教員の意識の問題」という認識に通じると思います。長時間労働の解消は「教員の意識改革」でできる、というのです。

市教委は今月を「休憩時間取得月間」としています。みなさんの職場ではどう捉えられていますか？休憩時間をとらない(取れない)のも、上記の給特法の考え方と通じることです。

はたして、長時間労働も休憩時間が取れないのも、私たちの意識の問題なのでしょうか？！

ゆきとどいた教育をすすめる署名にとりくみましょう

- ☆30人以下学級の実現を！
- ☆教育費の保護者負担の軽減！
- ☆小中学校の特別支援学級の編成標準を8名を6名に！
- ☆慢性的な長時間労働を改善するために、教職員の定数の改善を！

分会長は分会で署名を回してください。

分会長以外の組合員は一人5筆を集めましょう

駅頭宣伝

11月8日(土) 11:00～

南大沢駅前

短時間でもご参加を！

みなさんの声を市教委へ届けています！

8月6日（水）に市教委交渉を行いました。主な内容をご報告します。

（すべて要約。細かいやりとりは省略。）

☆スクールカウンセラーの校務システムID・特別支援教室 巡回先へのPC 配備について

アンケートで寄せられた声はすでに届けていましたが、改めて手渡ししました。

SCのIDは、7月4日付の文書（要望・回答とも支部HPに全文を掲載。回答原文は敬語。）で、「現在、全員のライセンスを調達するためには予算上の課題が生じている。しかしながら、スクールカウンセラーの方々が業務を遂行するにあたり、不便が生じているということも認識しており、今後ID付与が可能かどうか、他市の状況等も含め、検討する。」との回答を得ていましたが、さらに、「ライセンス料が数百万円。他市でも八王子と同規模の市は付与できていない。」

特支教室のPCは7月4日付の文書で、「調達できた台数には限りがあり、巡回校に対し追加で配備を行うことは困難。また、重量等についてもご不便をおかけしてしまい申し訳ないが、今後より良い状況にてご使用いただくために、現場の声を取り入れながら環境整備に努めて行く。」との回答を得ていましたが、さらに、「時間講師の多い学校に、市役所にある予備のパソコンを出せるものは出していく方向で検討している。どう使うかは校長の判断なので、特別支援教室で使うこともできる。」いずれも、「教育DX会議で検討するが、いつまでにできる、とは言えない。」

☆特別支援学級 教科用図書選定について

特別支援学級では、学校教育法に基づき、対象児童の発達段階を踏まえ教科書以外の適切な教科用図書を教科書として給与され、使用できる制度になっています。ところが、本年度、現場からの要望が協議の中で差し替えられる事態がありました。支部は、現場の意見を尊重するよう求めた要望書（支部HPに全文を掲載。）を提出しました。市の回答は「教科書以外の教科用図書を否定するものではない。また、学校現場の努力も理解している。教科用図書として教科書以外を指定すると、教科書が配布されない。道徳は、内容項目を網羅しなければならないので、教科書は必要。部分的に使うものは学校図書として購入し用いる。特別支援学級の図書費はそのために多くなっている。道徳以外の教科では教科書以外も認めている。設置校校長会、主任会などで2学期に説明するので、組合からも伝えてほしい。」

ほかに、小学校小規模校中学年への水泳指導補助員の配置、保護者対応への東京都カスタマーハラスメント防止条例・スクールロイヤーの活用、その他それぞれの学校個別の問題についても申し入れました。以上についても引き続き、さらに、2学期開始にあたっての教員の未配置、特別教室などへのエアコンの未設置問題などについても対応を求めて、10月中の交渉を申し入れています。

「働き方改革」関係については継続して協議を求めます。給特法「改定」附則に盛り込まれた「業務量管理・健康確保措置の実施」も手掛かりに、「休憩時間取得月間」の実態も踏まえ、「市学力調査」や「八王子っ子サミット」の縮小・廃止など、さらに具体的に要求していきます。

11月には「八王子総行動」で踏み込んだやり取りもできます。今、全校で活用されている「体育館のエアコン」は、2018年からの継続した運動で実現しました。職場の力が力です！

職場のご意見を右記の2次元コードからお寄せください。→

